

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

2. 対象品目

- (1) 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
- (2) 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている以下の製品；
 - ・潤滑油及び切削油
 - ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
 - ・塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品；
 - ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
 - ・防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
 - ・防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
 - ・にかわ

3. 趣旨及び目的

- (1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において廃絶の対象物質として追加された塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルについて、我が国においても「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」の第一種特定化学物質（製造・輸入・使用は原則禁止）に指定する。なお、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレンは、既に化審法の第一種特定化学物質に指定済みである。
- (2) 第一種特定化学物質の指定に伴い、国内における第一種特定化学物質による環境汚染を防止するため、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品を輸入禁止製品に指定する。

4. 公布予定 平成28年3月

5. 施行予定

- (1) 平成28年4月
- (2) 平成28年10月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
TEL 03-3501-0605
FAX 03-3501-2084

7. 意見提出期限

平成28年 2月 2日